

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	オーストラリア連邦議会による情報機関の監視—ファイブ・アイズ諸国との比較—
他言語論題 Title in other language	Parliamentary Oversight of Intelligence Services in Australia: A Comparison with other Five-Eyes Members
著者 / 所属 Author(s)	安田 隆子 (YASUDA Takako) / 政治議会課
書名 Title of Book	変化する国際環境と総合安全保障 総合調査報告書 (Comprehensive Security in a Changing International Environment)
シリーズ Series	調査資料 2021-3 (Research Materials 2021-3)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2022-03-25
ページ Pages	167-187
ISBN	978-4-87582-889-1
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
キーワード keywords	議会による情報機関の監視、両院合同委員会
摘要 Abstract	本稿は、オーストラリア連邦議会において主に情報機関の監視を行う委員会について、導入経緯、概要、改革の動向等をまとめるとともに、ファイブ・アイズ諸国と比較し、その特徴を明らかにする。

- * この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

オーストラリア連邦議会による情報機関の監視 —ファイブ・アイズ諸国との比較—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 安田 隆子

目 次

はじめに

I 情報保安両院合同委員会の概要

- 1 設置経緯
- 2 組織
- 3 役割

II 情報保安両院合同委員会の活動状況

- 1 会議の運営等
- 2 情報機関の運営及び支出の審査
- 3 所管大臣、法務大臣又は議院の議決による諮問を受けて行う審査
- 4 テロリズム対策に関する規則等の審査
- 5 改革の動き

III ファイブ・アイズ諸国との比較

- 1 組織
- 2 所管事項及び権限

おわりに

別表 ファイブ・アイズ諸国の議会による情報機関の監視に関する制度

キーワード：議会による情報機関の監視、両院合同委員会

はじめに

オーストラリアは、米国、英国、ニュージーランド及びカナダとファイブ・アイズ (Five Eyes)⁽¹⁾として知られる緊密な関係にあり、互いに影響を受けつつ情報機関を監視する制度を発展させてきたことから、制度の枠組みが類似しているとの指摘もある⁽²⁾。もっとも、政治体制や文化的な違いもあり、議会による情報機関の監視の制度は異なる点が少なくない。オーストラリアは、米国に次いで英国よりも早く1980年代には、連邦議会に情報機関を監視するための委員会を設置した。近年、テロリズム、大量破壊兵器の拡散、サイバー犯罪への対応等の国境を超えた脅威への対応や、マイクロソフト、Google、Facebook等のグローバルIT企業の出現等が情報機関の活動に重大な影響を与え、その監視も大きく変化していると指摘されている⁽³⁾。オーストラリアでは、これに対応するための改革が随時進められ、現在も進行中である。本稿では、オーストラリア連邦議会における情報機関の監視に関する制度を解説するとともに、他のファイブ・アイズ諸国の制度を概観しつつ比較し、制度の特徴を明らかにする。

I 情報保安両院合同委員会の概要

連邦議会において情報機関を主として監視するのは、情報保安両院合同委員会 (Parliamentary Joint Committee on Intelligence and Security) である。2001年情報機関法 (Intelligence Services Act 2001) に基づき連邦議会に設置された、制定法に基づく両院合同委員会 (joint statutory committees)⁽⁴⁾であり、設置から2回の改組を経て現在に至っている。

現在、オーストラリアにおいて国家情報機関 (National Intelligence Community) と位置付けられる機関の概要は表1のとおりである (以下、本文及び脚注の記述は表1の略称による。)

1 設置経緯

(1) 豪州治安情報機関に関する両院合同委員会 (1988～2001年)

オーストラリアでは、1970年代及び1980年代にASIO及びASISに関連するスキャンダルがあり⁽⁵⁾、ロバート・マースデン・ホープ (Robert Marsden Hope) ニューサウスウェールズ州控訴裁判所判事を委員長とする王立委員会 (以下「ホープ王立委員会」という。) が2度にわ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和4(2022)年1月5日である。

(1) 信号情報に基づく国家安全保障上の情報収集活動に関するUKUSA協定に基づく緊密な協力枠組みをいう。小林良樹『なぜ、インテリジェンスは必要なのか』慶應義塾大学出版会, 2021, p.198.

(2) Richard Morgan, "Oversight through Five Eyes, Institutional Convergence and the Structure and Oversight of Intelligence Activities," Zachary K. Goldman and Samuel J. Rascoff eds., *Global intelligence oversight: governing security in the twenty-first century*, New York: Oxford University Press, 2016, pp.37-38, 59-63; Andrew Defty, "From committees of parliamentarians to parliamentary committees: comparing intelligence oversight reform in Australia, Canada, New Zealand and UK," *Intelligence and National Security*, Vol.35 Issue.3, 2020, pp.367-368.

(3) Zachary K. Goldman and Samuel J. Rascoff, "Introduction: The New Intelligence Oversight," Goldman and Rascoff, eds., *ibid.*, pp.xvii-xxiii.

(4) 現在の議会期である第46議会(2019年7月2日～)では、このほかに公会計・会計監査 (Public Accounts and Audit, 1913年設置)、公務 (Public Works, 1913年設置)、議事放送 (Broadcasting of Parliamentary Proceedings, 1946年設置)、法執行 (Law Enforcement, 1984年設置)、企業・金融サービス (Corporations and Financial Services, 1989年設置)、法執行公正豪州委員会 (Australian Commission for Law Enforcement Integrity, 2006年設置)、人権 (Human Rights, 2012年設置) の7つの制定法に基づく両院合同委員会がある。なお、議会期とは、下院総選挙後初めて集会した日から解散又は任期満了の日までの期間をいう。

表1 オーストラリアの国家情報機関の概要

名称（設置年） ^(注)	概要
国家情報局 (Office of National Intelligence: ONI) (1977)	国家評価庁（Office of National Assessments: ONA）が2018年に改組され、現在に至る。首相及び大臣等に対し、あらゆる情報源を用いて国際的な政治・戦略・経済情勢を評価し、提供する。また、国家情報機関が政府の要求に適合するよう、対外情報活動を調整し、評価する。
豪州治安情報機関 (Australian Security Intelligence Organisation: ASIO) (1949)	国内外の国益及び国民の利益への安全保障上の脅威の情報を収集し、評価する。政府に対し安全保障評価及び安全保障上の助言を提供する。テロリズム、諜報活動、外国の妨害活動、国境保全等の脅威に対抗するための活動を行う。
豪州秘密情報機関 (Australian Secret Intelligence Service: ASIS) (1952)	国益及び国民の利益と福利に影響を与えるおそれのある国外の個人又は組織の活動等に関する秘密情報を人的情報源から収集し、配布する。また、国家安全保障、外交及び経済的福利に係る防諜活動を行う。
豪州通信情報局 (Australian Signals Directorate: ASD) (1947)	国防信号部（Defence Signals Division: DSD）が2013年に改組され、現在に至る。政府の指示により、外国の信号情報に基づく情報収集、サイバーセキュリティ、攻撃的サイバー作戦等を行う。
豪州地理空間情報機関 (Australian Geospatial-Intelligence Organisation: AGO) (2000)	防衛画像及び地理空間機関（Defence Imagery and Geospatial Organisation: DIGO）が2013年に改組され、現在に至る。防衛及び国益に資するため、地理空間情報、画像情報を収集し分析する。
国防情報機関 (Defence Intelligence Organisation; DIO) (1970)	合同情報機関（Joint Intelligence Organisation: JIO）が1990年に改組され、現在に至る。国防省の機関で、オーストラリアの安全保障及び戦略環境に関し、国及び外国組織の情報評価を行う。
豪州連邦犯罪情報委員会 (Australian Criminal Intelligence Commission: ACIC) (2016)	国家犯罪情報機関である。国内外の法執行機関と協力して捜査を行い、オーストラリアに影響する犯罪への対応能力を高めるための情報を収集する。
豪州連邦警察 (Australian Federal Police: AFP) (1917)	1917年の設置後、数次の改廃を経て1979年に現行組織が設置され、現在に至る。テロリズム対策、国及び国を超えた犯罪、国家安全保障に関わる捜査や作戦を行う。AFPの脅威となる犯罪を一元的に把握し、捜査員による犯罪の予測、防止、撓乱及び認知に資するための情報収集機能も有する。
豪州金融取引・分析センター (Australian Transaction Reports and Analysis Centre: AUSTRAC) (1988)	豪州現金取引報告機関（Cash Transaction Report Agency）が1992年に改組され、現在に至る。金融情報機関であり、資金洗浄及びテロリズム資金対策の責任を負う。
内務省 (Department of Home Affairs) (2017)	従来の国家安全保障、法執行、緊急事態対応、テロリズム対策、サイバーセキュリティ、外国妨害活動対策、重要インフラ保護、多文化政策、交通安全保障、移民、関税、国境保全等を所管する省が統合された。

(注) 組織変更があるときは、内務省を除き、前身の機関が設置された年を掲げた。

(出典) “Role of the NIC Agencies.” ONI website <<https://www.oni.gov.au/role-nic-agencies>>; 各機関ウェブサイトに基づき筆者作成。

(5) 1973年3月、ライオネル・マーフィー（Lionel Murphy）法務大臣は、首相の同意を得ず、AFPによるASIO庁舎への立入りを許可した。1974年、ジム・ケアンズ（Jim Cairns）副大臣の反ベトナム戦争運動に関する文書を含むファイルがASIOから漏えいし、月刊誌に掲載された。その後、1982年、元労働党議員秘書のデイヴィッド・コンブ（David Combe）がソヴィエト連邦の諜報員とされるヴァレリー・イワノフ（Valeriy Ivanov）と交流があったとの疑惑についてASIOはロバート・ホーク（Robert Howke）首相への情報提供に消極的だった。1983年、メルボルンのシェラトンホテルにおけるASISの訓練で、警察及びホテルへの通知を怠ったまま武器が使用され建物に被害が生じた。この事件に関連する裁判により、国家安全保障上の目的があっても、本来的に行政府にはASISの職員の違法活動を免責する権限はないこと、行政府及びその職員は法律を遵守しなければならないこと、違法活動に対する免責は法律により定められなければならないことが確認された（A. v. Hayden (1984) 156 CLR 532）。Dennis Richardson, *Comprehensive Review of the Legal Framework of the National Intelligence Community*, Volume 1, December 2019, pp.113-115, 121-122. <<https://www.ag.gov.au/system/files/2020-12/volume-1-recommendations-and-executive-summary-foundations-and-principles-control-coordination-and-cooperation.PDF>>

たり設置された。このホープ王立委員会の報告書に基づき、ゴフ・ホイットラム (Gough Whitlam) 政権 (労働党、1972年12月～1975年11月)、マルコム・フレイザー (Malcolm Fraser) 政権 (自由党、1975年11月～1983年3月)、ロバート・ホーク (Robert Hawke) 政権 (労働党、1983年3月～1991年12月) の下で、情報機関の活動に法律上の根拠を与え、情報機関の運営、説明責任及び監視に関連する立法が進んだ。この過程で、連邦議会による情報機関の監視が検討された。1977年、第1次ホープ王立委員会 (Royal Commission on Intelligence and Security) は、首相及び大臣の監督権限、法務大臣による財務報告書の監視並びに個人の人権に関しては行政審判所という適切な監視手段があるとして、情報機関の監視を目的とする委員会の連邦議会への設置には否定的な見解を示した⁽⁶⁾。また、1984年、第2次ホープ王立委員会 (Royal Commission on Australia's Security and Intelligence Agencies) は、情報機関の活動の合法性、妥当性及び人権との適合性を監視することを目的とし、情報機関の検査及び調査並びに個人の申立てに基づく情報機関の捜査を行う独立の機関である情報保安総括監察官 (Inspector-General of Intelligence and Security)⁽⁷⁾ の設置等を提案したが⁽⁸⁾、情報機関の監視を目的とする委員会の連邦議会への設置には再度否定的な見解を示し、野党第一党の自由党も反対していた。しかし、ホーク政権は、情報機関の党派を超えた監視を強化する上で、連邦議会への委員会設置が必要であるとし、1988年、豪州治安情報機関に関する両院合同委員会 (Parliamentary Joint Committee on ASIO) が設置された⁽⁹⁾。同委員会は、ASIOの活動の審査を行うとされたが、審査に当たり法務大臣又は連邦議会の各議院の決議による諮問が必要とされたため、1988年から2001年までに提出された報告書は4件にすぎなかった⁽¹⁰⁾。また、ASIOによる外国情報の入手等のオーストラリア国民及び永住者に影響しない活動や作戦上の機微事項等は審査対象外とされていた⁽¹¹⁾。

(2) 豪州治安情報機関、豪州秘密情報機関及び国防信号部に関する両院合同委員会 (2001～2005年)

ASISの存在を公式に認めて根拠法を制定すべきであるとの第1次ホープ王立委員会の指摘に加え、1980年代のASISの活動に関するスキャンダル⁽¹²⁾、1993～1994年のASISの活動に関する報道をきっかけにASISの活動の明文化がさらに求められ、ポール・キーティング (Paul Keating) 政権 (労働党、1991年12月～1996年3月) から諮問のあったゴードン・J・サミュエルズ (Gordon J Samuels) 判事及び元首相内閣省次官のマイケル・H・コッド (Michael H Codd)⁽¹³⁾ による報告書⁽¹⁴⁾を受け、ASISのほか、連邦議会の修正によりDSD (当時) を加えて

(6) *ibid.*, pp.123-125; Parliamentary Joint Committee on ASIO, ASIS and DSD, *Annual Report 2001-2002*, August 2002, p.3. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/publications/18717/upload_pdf/HPP022016001042.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22publications/18717%22>

(7) “About IGIS.” Inspector-General of Intelligence and Security website <<https://www.igis.gov.au/about>>

(8) この提案に基づき、1986年情報保安総括監察官法 (Inspector-General of Intelligence and Security Act 1986) が制定され、同年、情報保安総括監察官が設置された。

(9) Parliamentary Joint Committee on ASIO, ASIS and DSD, *op.cit.*(6), pp.3-5.

(10) *ibid.*, p.5.

(11) 1979年豪州治安情報機関法 (Australian Security Intelligence Organisation Act 1979) 第VA節

(12) 1983年のメルボルンのシェラトンホテルにおける事件及びこの事件に関連する判決。前掲注(5)を参照。

(13) “Press Release by Hon. Andrew Peacock, MP, Codd can't do justice to two inquiries,” 24 March 1994. Parliament of Australia website <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/2552999/upload_binary/2552999.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22media/pressrel/2552999%22>

(14) Commission of Inquiry into the Australian Secret Intelligence Service, *Report on the Australian Secret Intelligence Service*, Public Edition, Canberra: Australian Government Publishing Service, March 1995.

情報機関を包括的に規定する 2001 年情報機関法が党派を超えた賛成により制定された。同法により、豪州治安情報機関に関する両院合同委員会は、豪州治安情報機関、豪州秘密情報機関及び国防信号部に関する両院合同委員会（Parliamentary Joint Committee on ASIO, ASIS and DSD、以下、「豪州治安情報機関等に関する両院合同委員会」という。）に改組され、審査対象に ASIS、DSD が加わり、審査対象機関の運営及び支出について法務大臣又は各議院による諮問がなくても自主的に審査ができるようになるなど権限が拡大され、毎会計年度の活動に関する年次報告書の連邦議会への提出が義務となった⁽¹⁵⁾。

その後、2001 年の米国における 9.11 同時多発テロ事件を受け、2002 年保安立法改正法（Security Legislation Amendment (Terrorism) Act 2002）による改正により、豪州治安情報機関等に関する両院合同委員会は、テロ組織の規制に関する全ての規則を審査し、連邦議会に報告書を提出することとされるとともに、施行から 3 年以内にこの改正の運用、効果及びテロ組織の規制の適用に関し審査を行うこととされた⁽¹⁶⁾。

(3) 情報保安両院合同委員会（2005 年～現在）

豪州治安情報機関等に関する両院合同委員会が 2004 年 3 月に連邦議会に提出したイラクにおける大量破壊兵器に関する情報収集活動についての審査報告書を受け、ジョン・ハワード（John Howard）政権（自由党、1996 年 3 月～2007 年 12 月）は、元 ONA 長官のフィリップ・フラッド（Philip Flood）⁽¹⁷⁾ に対し、外国における情報収集活動に関わる情報機関の監視等について諮問した。同年 7 月に提出された報告書⁽¹⁸⁾を受け、2005 年情報機関立法改正法（Intelligence Services Legislation Amendment Act 2005）が制定された。同法により、2001 年情報機関法が改正され、豪州治安情報機関等に関する両院合同委員会は、情報保安両院合同委員会に改組され、委員が増員されるとともに、審査対象が ONA（当時）、DIO 及び AGO にまで拡大された。これにより、情報機関の組織を超えた監視が可能となり、同委員会の影響力が高まるとともに、その地位が安定した⁽¹⁹⁾。

2014 年以降も、オーストラリアでは継続的に国家安全保障及びテロリズム対策に関連する改革⁽²⁰⁾が進められている。これに伴う立法の中には、施行後の運用の審査等を情報保安両院合同委員会が行うことを規定するものがあり、同委員会の所管事項が拡大している。

(15) Richardson, *op.cit.*(5), pp.128-130; Parliamentary Joint Committee on ASIO, ASIS and DSD, *op.cit.*(6), pp.5-6.

(16) 梅田久枝「オーストラリアのテロリズム対策」『外国の立法』No.228, 2006.5, p.200. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000357_po_022813.pdf?contentNo=1>

(17) Sid Marris, “No evidence of a pro-Jakarta lobby - The Flood report,” *The Australian*, 23 July 2004.

(18) Philip Flood, *Report of the Inquiry into Australian Intelligence Agencies*, July 2004. <https://web.archive.org/au/awa/20140126040152mp_/http://idis.gov.au/publications/intelligence_inquiry/docs/intelligence_report.pdf> 議会による情報機関の監視については、審査対象を ONA（当時）、DIO 及び AGO に拡大することを提案した。idem, pp.164-165.

(19) Richard Bolto, “Accountability and secrecy in Australian Intelligence Community: the Parliamentary Joint Committee on Intelligence and Security,” *International Review of Administrative Sciences*, Vol.85, Issue 1, 2019.3, p.141.

(20) 2014 年以降の国家安全保障及びテロリズム対策に関連する改革に伴う立法の事例については、次の記事を参照。吉本紀「【オーストラリア】メタデータ保全法」『外国の立法』, No.263-2, 2015.5 <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9366473>>; 芦田淳「【オーストラリア】テロリスト対策に係る刑法典等の改正」同上, No.270-2, 2017.2, p.36 <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8802181_po_02610210.pdf?contentNo=1>; 原田久義「【オーストラリア】2019 年対テロリズム（暫定入国拒否命令）法」同上, No.282-1, 2020.1, pp.6-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11423768_po_02820103.pdf?contentNo=1>

2 組織

(1) 構成

情報保安両院合同委員会は、議会期の最初の会期の召集後に設置される。同委員会は、下院議員6人及び上院議員5人の11人の議員で構成され、委員の過半数は与党の議員でなければならない（2001年情報機関法第28条）。2022年1月現在、下院議員の委員は自由党3人、労働党3人、上院議員の委員は自由党3人、労働党2人、委員長は自由党の上院議員、副委員長は労働党の上院議員である。

委員の任期は任命された議会期中継続するが、大臣、下院議長若しくは上院議長に就任したとき又は議員でなくなったときは、委員を失職する（同法第1附則第15条）。

(2) 選任方法

下院議員の委員は、首相の推薦に基づき、下院の決議により任命される。委員の推薦に当たり、首相は、下院に議席を有する各野党の党首と協議しなければならない（2001年情報機関法第1附則第14条第1項、第2項）。上院議員の委員は、上院与党院内総務（Leader of the Government）の推薦に基づき、上院の決議により任命される。委員の推薦に当たり、上院院内総務は、上院に議席を有する各野党の党首と協議しなければならない（同条第3項、第4項）。また、委員の推薦に当たり、首相及び上院与党院内総務は、委員会構成が連邦議会における各政党の議席数を反映したものとなるよう留意しなければならない（同条第5項）。もっとも、与党から6人、野党第一党から5人が任命されるのが通例であり、その他の政党の所属議員等からの批判がある⁽²¹⁾。なお、大臣、下院議長及び上院議長は、委員になることができない（同条第6項）。

委員長及び副委員長は、委員の中から互選するが、委員長は与党議員でなければならない（2001年情報機関法第1附則第16条、第16A条）。

(3) 事務職員

情報保安両院合同委員会の事務を行う職員は、下院事務局の所属である。職員には、委員会事務局長、常勤の調査スタッフ2人、運営スタッフが含まれ、調査スタッフ及び運営スタッフは、同委員会と他の委員会を兼務する。このほか、下院事務局が所管する委員会共通の追加調査スタッフがあり、必要に応じて随時、各委員会に配分される。また、2015年の政府との合意により、必要に応じ、法務省及びASIOを含む他の機関からの技術アドバイザーが付される⁽²²⁾。

3 役割

(1) 所管事項

情報保安両院合同委員会の所管事項は、主に次の事項について審査し、同委員会の所見及び勧告を各議院及び所管大臣に報告することである⁽²³⁾。

(21) 唯一の例外として、第43議会期（2010年9月28日～2013年8月5日）は、少数与党の労働党が、無所属及び緑の党の協力を得ていたことから、無所属の下院議員が委員に任命された。Cat Barker et al., “Oversight of intelligence agencies: a comparison of the ‘Five Eyes’ nations,” *Parliamentary Library Research Paper*, 15 December 2017, p.14. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/library/prspub/5689436/upload_binary/5689436.pdf>; Dennis Richardson, *Comprehensive Review of the Legal Framework of the National Intelligence Community*, Volume 3, December 2019, p.316. <<https://www.ag.gov.au/system/files/2020-12/volume-3-information-technology-powers-and-oversight.PDF>>

(22) Barker et al., *ibid.*

- ① ASIO、ASIS、AGO、DIO、ASD 及び ONI の運営及び年次財務報告書を含む財政支出の審査（2001 年情報機関法第 29 条第 1 項 (a)）
- ② 所管大臣、法務大臣又はいずれかの議院の議決により同委員会に付託された ASIO、ASIS、AGO、DIO、ASD 及び ONI に関する事項の審査。また、同委員会は、決議により、これらの機関の活動について、所管大臣又は法務大臣に対し、委員会に諮問するよう求めることができる（同法第 29 条第 1 項 (b)、第 2 項）。
- ③ 1995 年刑法典法（Criminal Code Act 1995）に規定するテロ組織を指定する規則等のテロリズム対策関連法による委任立法の審査（1995 年刑法典法第 5.3 節第 102 款など）
- ④ AFP のテロリズム対策活動の監視及び審査（2001 年情報機関法第 29 条第 1 項 (baa)、(bab)、(bac)、(bba)）
- ⑤ ASIO 及び AFP のデータ保全活動の審査（同法第 29 条第 1 項 (bd)、(be)）
- ⑥ 国家安全保障及びテロリズム対策関連法の施行後の運用状況、実効性及び影響に関する審査（同法第 29 条第 1 項 (bb) など⁽²⁴⁾）。

ただし、以下の事項は所管事項から除外される（同法第 29 条第 3 項）。なお、ASIO 及び AFP のデータ保全活動に関する事項の審査に当たり、特定の作戦についても審査を行うことを認める特例が定められている（同法第 29 条第 4 項、第 5 項）。

- ① ONI による国家情報機関の総括及び評価の審査
- ② ASIO、ASIS、AGO、DIO、ASD 又は ONI による情報の収集及び優先順位の評価の審査
- ③ ASIO、ASIS、AGO、DIO、ASD 又は ONI の情報源又は作戦の補助者若しくは方法の審査
- ④ ASIO、ASIS、AGO、DIO 又は ASD による特定の作戦の審査
- ⑤ 外国政府又はその機関からの情報で、当該外国政府が開示に同意していないものの審査
- ⑥ オーストラリア国民に影響がない ASIO、ASIS、AGO、DIO、ASD 又は ONI の活動の審査
- ⑦ ONI、ASIS、ASD 及び AGO によるオーストラリア国民の個人を特定できる情報の伝達及び保有に関する規則の審査⁽²⁵⁾
- ⑧ ASIO、ASIS、AGO、DIO、ASD、ONI、AFP 又は旧移民及び国境保全省（Department of Immigration and Border Protection）⁽²⁶⁾の活動に関する個人からの不服申立ての審査
- ⑨ DIO 又は ONI により作成された報告書の内容及びその情報源の審査
- ⑩ AFP が利用できる機微な作戦上の情報又は方法の審査
- ⑪ AFP による特定の作戦又は捜査の審査

また、国家安全保障立法監視機関（Independent National Security Legislation Monitor: INSLM）⁽²⁷⁾

⁽²³⁾ 2020 年 12 月に提出された 2020 年情報機関監視及び関連立法改正（規範措置）法案（Intelligence Oversight and Other Legislation Amendment (Integrity Measures) Bill 2020）において、情報保安両院合同委員会の所管事項に AUSTRAC による国家安全保障上の情報収集等の活動の監視及び審査が追加されることが規定され、2022 年 1 月現在、下院で審議を開始し、法務大臣の付託を受けて情報保安両院合同委員会で審査中である。

⁽²⁴⁾ 2014 年以降の国家安全保障及びテロリズム対策関連法の立法において、情報保安両院合同委員会による施行後の審査を規定する例が増えている。2001 年情報機関法第 29 条第 1 項のほか、同条に規定がなく個別の法律で同委員会による審査を定める例もある。例えば、2018 年外国影響透明化枠組法（Foreign Influence Transparency Scheme Act 2018）第 70 条は、外国からの影響を透明化するための枠組みの運用、効果及び適用に関する同委員会の審査について規定している。

⁽²⁵⁾ ASIO 及び DIO も個人情報取扱いに関するガイドラインを定めているが、所管事項の範囲内で情報保安両院合同委員会が審査を行うことは明文で禁じられてはいない。Richardson, *op.cit.*(21), p.318.

⁽²⁶⁾ 2017 年に移民及び国境保全省は内務省に統合された。

⁽²⁷⁾ 2010 年に設置された機関で、国家安全保障及びテロリズム対策関連法の運用、効果及び影響について独立した調査を行う。“About the INSLM.” INSLM website <<https://www.inslm.gov.au/about>>

に対し、同法第 29 条第 1 項に規定する所管事項に関する事項を諮問する（2010 年国家安全保障立法監視機関法（Independent National Security Legislation Monitor Act 2010）第 7A 条）。

(2) 権限・義務

(i) 情報収集に関する権限

(a) 情報機関からのブリーフィング

情報保安両院合同委員会は、その任務を遂行するため、安全保障局長（Director-General of Security）⁽²⁸⁾、ASIS、AGO、DIO、ASD 及び ONI の長、情報保安総括監察官、AFP の長、旧移民及び国境保全省の長⁽²⁹⁾に対し、ブリーフィングを要求できる（2001 年情報機関法第 30 条）。

また、以下の事由があったときは、所管大臣又は情報保安総括監察官は、同委員会に対し、通知又は報告を行わなければならない。

- ①外国人又は外国の組織の活動等に関し、所管大臣の指示により、ASIS の活動として 2001 年情報機関法第 6 条第 1 項に規定されていない活動を行わせたとき（同法第 6A 条）
- ②オーストラリア国民に関する情報収集など所管大臣等の許可を要する ASIS、AGO 又は ASD の活動に関し、緊急時に所管大臣等に代わりこれらの機関の長が行った許可の適法性及び法令遵守に関する報告書を情報保安総括監察官が作成したとき（同法第 9B 条、第 9C 条第 6 項（c））
- ③ ASIS、AGO 及び ASD によるオーストラリア国民に関する情報の伝達及び保持の方法に関する規則を変更したとき（同法第 15 条）
- ④ ASIS による武器使用及び自衛方法に関するガイドラインを変更したとき（同法第 2 附則第 1 条第 7A 項）
- ⑤ ONI によるプライバシー情報の収集、取扱い及び保有に関する規則に重要な変更があったとき（2018 年国家情報局法（Office of National Intelligence Act 2018）第 53 条）
- ⑥ 1979 年電気通信傍受法（Telecommunications（Interception and Access）Act 1979）に基づくプロバイダに対する保有情報の要求又は ASIO 若しくは法執行機関による報道関係者の情報請求があったとき（1979 年電気通信傍受法第 185D 条、第 187B 条）
- ⑦オーストラリア国民の市民権を停止したとき等（2007 年市民権法（Australian Citizenship Act 2007）第 51C 条）

(b) 証言の聴取又は書面の作成の要求

情報保安両院合同委員会は、ASIS、AGO、DIO、ASD 及び ONI の長、情報保安総括監察官、AFP の長、旧移民及び国境保全省の長その他個人に対し、同委員会への出席及び証言並びに書面の提出を要求することができる（2001 年情報機関法第 1 附則第 2 条、第 3 条）。ただし、これらの機関の職員（その長の指示があった場合を除く。）等並びに情報保安総括監察官及びその職員に対し要求することはできない（同法第 1 附則第 2 条第 4 項）。書面の要求に当たり、その性質及び提供形式を特定しなければならない（同条第 3 項、第 3 条第 3 項）。

同委員会は、宣誓をした証人から証言を聴取することができる（同法第 5 条）。

⁽²⁸⁾ ASIO の長である。“Director-General of Security.” ASIO website <<https://www.asio.gov.au/director-general-security.html#:~:text=Mike%20Burgess%20is%20Australia's%20fourteenth,threats%20to%20Australia's%20national%20security>>

⁽²⁹⁾ 移民及び国境保全省は 2017 年に内務省に統合されており、現在は内務省次官がこれに相当すると考えられる。

①同委員会への出席要求の通知があつたにもかかわらず出席しなかったとき、②宣誓を拒否したとき、③証言を拒否したとき（所管大臣により証言すべきではないとする証明書が送付された場合を除く。）は、6か月の拘禁刑若しくは30ペナルティ・ユニット（6,660豪ドル）⁽³⁰⁾の罰金又はその併科に処せられる（同法第1附則第10条第1項）。書面の提出要求の通知があつたにもかかわらず提出を拒否したとき（所管大臣により提出すべきではないとする証明書が送付された場合を除く。）も同様である（同条第4項）。ただし、証言又は書面の提出により、有罪となるおそれがあるときは、適用されない（同条第3項、第5項）。また、虚偽の証言又は重要な事項に誤解を生じさせる証言をしたときは、2年の拘禁刑若しくは120ペナルティ・ユニット（2万6640豪ドル）の罰金又はその併科に処せられる（同条第6項）。

(c) 秘密情報の取得の制限

情報保安両院合同委員会は、個人又は団体に対し、作戦上の機微情報又は国家安全保障若しくは外交関係を害する可能性がある情報の開示を要求してはならない（2001年情報機関法第1附則第1条）。作戦上の機微情報の定義は、次のとおりである（同法第1附則第1A条）。

- ① ASIO、ASIS、AGO、DIO、ASD 又は ONI の情報源又は作戦の補助者若しくは方法に関する情報
- ② ASIO、ASIS、AGO、DIO 又は ASD による特定の作戦に関する情報
- ③ 外国政府又はその機関からの情報で、当該外国政府が開示に同意していないもの

同委員会の要求により、ASIS、AGO 又は ASD の長以外の者が証言又は書面の提出をするときは、ASIS、AGO 又は ASD の所管大臣は、作戦上の機微情報が開示されないようにするため、その見解（①その者が証言又は書面を作成すべきではない、②特定の事項について証言又は書面を作成すべきではない、③既に証言が開始されているときは、証言を中止すべきである。）のいずれかを記載した証明書を委員長に対し送付することができる（同法第1附則第4条第1項、第2項）。所管大臣の証明書が送付されたときは、同委員会は、証言を聴取し、又は書面の提供を受けてはならない（同条第5項）。

(ii) 連邦議会に対して報告書を提出する義務

情報保安両院合同委員会は、毎年7月1日以後できる限り速やかに、連邦議会に対し、年次報告書を提出しなければならない（2001年情報機関法第31条）。年次報告書は、同委員会の毎会計年度⁽³¹⁾の活動の概況をまとめたものである。同委員会の所管に基づく審査は、1又は関連する複数の案件で報告書がまとめられるほか、年次報告書への記載により連邦議会に報告されることもある⁽³²⁾。

⁽³⁰⁾ 1ペナルティ・ユニットは、222豪ドル（2020年7月1日から。1914年刑法（Crimes Act 1914）第4AA条）。“Notice of Indexation of the Penalty Unit Amount,” 14 May 2020. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2020N00061>> 1豪ドルは約84円（2021年12月報告省令レートに基づく。）。

⁽³¹⁾ オーストラリアの会計年度は、7月1日から翌年の6月30日までである。

⁽³²⁾ 例えば、運営及び財政支出の審査は、近年は会計年度ごとに『運営及び財政支出審査報告書（Administration and Expenditure Review）』がまとめられているが、かつては年次報告書にまとめて記載されていたこともあった。

(3) 情報漏えいの防止

(i) 会議の原則非公開

情報保安両院合同委員会の会議は、原則として非公開とされている。ただし、ASIO、ASIS、AGO、DIO、ASD 及び ONI の各所管大臣の同意があれば、公開することができる。非公開の審査では、同委員会は、出席を認められた者に対し、秘密保全その他適切な事項について指示することができる（2001年情報機関法第1附則第20条）。

また、会議の場所は委員長が決定することとされ、ASIS、AGO、DIO、ASD 及び ONI の長、情報保安総括監察官、AFP 及び旧移民及び国境保全省の長のそれぞれから、その場所が適切であるか否かについて助言を得ることができる（同法第1附則第17条）。

(ii) 取得した秘密情報の取扱い

(a) 証言又は提出書面の開示の許諾

情報保安両院合同委員会は、証言し又は書面を提出した者（ASIS、AGO、DIO、ASD 及び ONI、情報保安総括監察官、AFP 旧移民及び国境保全省の職員であったときは、その長）の許諾がなければ、非公開の審査で聴取した証言又は提出された書面を開示してはならない（2001年情報機関法第1附則第6条）。

(b) 連邦議会に提出する報告書の秘密保全

連邦議会に提出する報告書において、① ASIO 若しくは ASIS の職員若しくは職員であった者又は ASIO、ASIS、AGO 若しくは ASD の諜報員若しくは諜報員であった者を特定する情報、② 作戦上の機微情報、③ 国家安全保障及び外交関係を妨げる情報、④ ASIO、ASIS、AGO、DIO、ASD、ONI、AFP 及び旧移民及び国境保全省の任務遂行を妨げる情報を開示してはならない。これらの情報が記載されている可能性があるときは、所管大臣から助言を得なければならない。所管大臣がこれらの情報が記載されている可能性があると認めるときは、報告書を連邦議会に提出してはならない（2001年情報機関法第1附則第7条）。

(c) 保有する情報及び記録の秘密保全

情報保安両院合同委員会は、保有する情報及び記録の秘密保全のため、ASIO、ASIS、AGO、DIO、ASD、ONI、AFP 及び旧移民及び国境保全省の長が閲覧できるようにしなければならない。また、国家安全保障上の秘密が含まれる文書が提出されたときは、審査が終わり次第直ちに返却しなければならない（2001年情報機関法第1附則第22条）。

(iii) 秘密情報の取扱いに関する適性評価

情報保安両院合同委員会の事務を行う職員は、ASIS の職員と同等かつ同じ頻度で適性評価を満たしていなければならない（2001年情報機関法第1附則第21条）。

(iv) 漏えいの処罰

非公開の審査において聴取した証言又は提出された書面の内容であって、その内容が適法に開示されていないものを書面による許可なく開示したときは、2年の拘禁刑若しくは120ペナルティ・ユニット（2万6640豪ドル）の罰金又はその併科に処せられる（2001年情報機関法

第1附則第9条)。また、情報保安両院合同委員会の委員若しくは職員又は委員若しくは職員であった者が、職務上得た情報を記録し、開示し若しくは伝達した場合又はその職務のために同委員会に提出された書面を他人に提供した場合であって、その目的が同委員会の職務遂行のためでなかったときは、2年の拘禁刑若しくは120ペナルティ・ユニット（2万6640豪ドル）の罰金又はその併科に処せられる（同法第1附則第12条）。

II 情報保安両院合同委員会の活動状況

1 会議の運営等

情報保安両院合同委員会の議事手続は、2001年情報機関法第1附則に規定されているほか、上院規則が適用される⁽³³⁾。会議の開会数は、2014年以降の国家安全保障及びテロリズム対策関連法の立法により同委員会の職務が拡大したことにより増加し、年間平均54回程度である⁽³⁴⁾。審査に当たり、同委員会は、情報保安総括監察官と緊密に連携している。情報保安総括監察官は、同委員会に対し、ブリーフィングを行い、自らの調査に基づく証拠や捜査結果を提供するほか、関連する立法に関し、懸念事項や自らの見解を伝えている⁽³⁵⁾。また、2018年には、必要に応じ、所管事項に関し、国家安全保障立法監視機関に調査を諮問することが可能となった。

2 情報機関の運営及び支出の審査

情報保安両院合同委員会は、毎会計年度ASIO、ASIS、AGO、DIO、ASD及びONIの6つの情報機関の運営及び支出に関する審査を行う（2001年情報機関法29条第1項（a））。前述のとおり、審査に当たり、同委員会は、各機関への資源配分に関する助言について限られた役割しかなく、国家安全保障上の優先順位の決定やその決定が保有する資源に適合しているのかを判断する役割もない。また、情報機関による特定の作戦、その情報源、オーストラリア国民に影響がない情報機関の活動及び個人からの情報機関の活動に関する不服申立てを取り扱うこともない。むしろ、同委員会は、各情報機関の運営上の措置及び支出並びに情報機関の職務遂行能力に影響を与える可能性のある変更について、提出された証拠を分析し、連邦議会や社会に報告することが求められている。同委員会が提出する報告書には、政府への勧告が含まれることもある。

運営に関し、同委員会は、①戦略的な方針及び優先順位、②組織編制、③関連立法、④人的資源管理、⑤セキュリティ、⑥説明責任や透明性などについて評価する。審査に当たり、同委員会は、各情報機関、法務大臣及び情報保安総括監察官から資料の提出を受けるほか、非公開により証言を聴取する。これらの資料の多くは、機密指定され、非公開であるが、機密指定さ

⁽³³⁾ Rosemary Laing, *ODGERS' Australian Senate Practice As Revised by Harry Evans*, 14th ed., Canberra: Department of the Senate, 2016, p.492. <https://www.aph.gov.au/-/media/05_About_Parliament/52_Sen/pubs/odgers/2016_odgers.pdf?la=en&ash=236D95D4C1369BD608B247FFAA664B8CE5BB8247>

⁽³⁴⁾ 年次報告書（*Annual Report of Committee Activities*）各年度版による。年次報告書で確認できる限りでは、年間開会数は、2001年3月～2014年6月では、最少で8回（2010年7月～2011年6月）、最多で32回（2006年7月～2007年6月）であった。一方、2014年7月以降は、最少で33回（2015年7月～2016年6月）、最多で78回（2017年7月～2018年6月）であった。案件が少ない年度及び任期途中の首相交代や下院総選挙が行われた年度は活動が低調になるようである。

⁽³⁵⁾ Bolto, *op.cit.*(19), p.148.

れていない ASIO 及び情報保安総括監察官提出資料のほか、ONI、ASD 及び国防省による報告の概要は、同委員会のウェブサイトから利用することができる。

支出に関し、同委員会は、ASIO、ASIS、ASD 及び ONI については公表されている財務報告書を、それ以外については各機関から提出された財務報告書を審査する。審査に当たり、各機関から非公開により証言を聴取するほか、会計検査院 (Australian National Audit Office) の所見の概要の提出を受ける⁽³⁶⁾。

3 所管大臣、法務大臣又は議院の議決による諮問を受けて行う審査

(1) 所管事項に関連する法案の審査

情報機関、国家安全保障及びテロリズム対策など、所管事項に関連する法案が下院に提出され、所管大臣等による付託があったときは⁽³⁷⁾、情報保安両院合同委員会が審査を行い、助言的な報告書 (advisory report) を連邦議会に提出する⁽³⁸⁾。2020-2021 会計年度は、2020 年豪州治安情報機関改正法案 (Australian Security Intelligence Organisation Amendment Bill 2020) など 8 件の法案の審査を行った (全て所管大臣の書面による付託)。法律上、同委員会が法案を審査することは明文で規定されておらず、所管大臣、法務大臣又は各議院の議決による付託に基づく審査の規定 (2001 年情報機関法第 29 条第 1 項 (b)) を根拠としている。従来から、情報機関やテロリズム対策に関連する法案の審査の付託が行われ⁽³⁹⁾、2014 年以降もこれが通例となっている⁽⁴⁰⁾。審査に当たっては、同委員会は、超党派の立場で法案を検討し、個々の法案の有効性や適切性を評価する⁽⁴¹⁾。同委員会の審査が行われた法案は、いずれも多く修正が提案され、その多くが政府に受け入れられている。同委員会は、穏当な修正を提案して合意形成に党派を超えた効果的な役割を果たし、法案成立に寄与していると評価されている⁽⁴²⁾。このため、連邦議会における審議過程で同委員会の影響力が高まっているとの評価がある⁽⁴³⁾。これに対し、同委員会の審査には十分な時間が与えられていないとの批判がある。また、上院

⁽³⁶⁾ Parliamentary Joint Committee on Intelligence and Security, *Reviews of Administration and Expenditure: No.18 (2018-2019) and No.19 (2019-2020) - Australian Intelligence Agencies*, October 2021, pp.3-6, 13, 53-54. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/committees/reportjnt/024703/toc_pdf/ReviewsofAdministrationandExpenditure.pdf;fileType=application%2Fpdf>

⁽³⁷⁾ 多くは書面により付託される。このほか、所管大臣が発議した下院の決議により付託された例が 2 件ある。2002 年 3 月 21 日下院決議 (法務大臣発議。2002 年豪州治安情報機関立法改正 (テロリズム) 法案 (Australian Security Intelligence Organisation Legislation Amendment (Terrorism) Bill 2002) の付託。House of Representatives Votes and Proceedings, No.14, 21. March 2002, p.151. <<https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id:%22chamber/votes/2002-03-21/0039%22>>)、2003 年 10 月 15 日下院決議 (外務大臣発議。2003 年情報機関改正法案 (Intelligence Services Amendment Bill 2003) の付託。House of Representatives Votes and Proceedings, No.128, 15 October 2003, p.128. <<https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;db=CHAMBER;id=chamber%2Fvotes%2F2003-10-15%2F0005;query=Id%3A%22chamber%2Fvotes%2F2003-10-15%2F0005%22>>

⁽³⁸⁾ 連邦議会の委員会は、法案を修正する権限がなく、助言的な報告のみ行う。山田邦夫「オーストラリアの議会制度」『レファレンス』799 号, 2017.8, pp.25-27. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10856646_po_079901.pdf?contentNo=1>

⁽³⁹⁾ 豪州治安情報機関に関する両院合同委員会では、1999 年豪州治安情報機関法改正法案 (Australian Security Intelligence Organisation Legislation Amendment Bill 1999)、豪州治安情報機関等に関する両院合同委員会では、2002 年豪州治安情報機関立法改正 (テロリズム) 法案、2003 年情報機関改正法案及び 2005 年情報機関立法改正法案 (Intelligence Services Legislation Amendment Bill 2005) の審査が付託されている。

⁽⁴⁰⁾ Michael L'Estrange and Stephen Merchant, *2017 Independent Intelligence Review*, 18. June 2017, pp.118-119. <<https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/2017-Independent-Intelligence-Review.pdf>>

⁽⁴¹⁾ Parliamentary Joint Committee on Intelligence and Security, *Annual Report of Committee Activities 2020-2021*, September 2021, p.10. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/committees/reportjnt/024714/toc_pdf/AnnualReportofCommitteeActivities2020-2021.pdf;fileType=application%2Fpdf>

⁽⁴²⁾ L'Estrange and Merchant, *op.cit.*(41), pp.118-119.

の立法・一般目的常任委員会 (legislative and general purpose standing committee) の立法委員会 (legislation Committee) や調査委員会 (references Committee) に法案が付託されなくなったり、付託されたとしても、既に情報保安両院合同委員会が実施したとして文書の提出要求や証人の召喚が少なくなったりすることにより、通常、同委員会の委員に任命されない与党及び野党第一党ではない政党の議員が審査に参加できなくなるとの批判⁽⁴⁴⁾もある。さらに、委員が与党及び野党第一党に限られるため、重大な問題がある部分の修正しか提案されず、情報機関の権限や資源の拡大に見合った監視や説明責任の改善が行われてないとの批判⁽⁴⁵⁾や、修正の提案の多くが政府に受け入れられたといっても、本当に全ての修正が受け入れられたのか、本質的な修正といえるのかは確認が難しいとの意見もある⁽⁴⁶⁾。

(2) 一般的な事項に関する審査

法案以外の一般的な事項について、2001年情報機関法第29条第1項(b)に基づき諮問されることはまれで、2001～2021年で5件にすぎない。2003年6月、上院の議決⁽⁴⁷⁾により、豪州治安情報機関等に関する両院合同委員会に対し、イラクにおける大量破壊兵器に関する情報収集活動について審査の諮問があった。その後は例がなかったが、2015年以降、報道関係者の情報源を特定するための電気通信データ(メタデータ)の開示又は利用許可に関する審査(2015年3月法務大臣諮問)を含む4件の諮問があった⁽⁴⁸⁾。

4 テロリズム対策に関する規則等の審査

(1) 1995年刑法典法に規定するテロ組織を指定する規則の審査

1995年刑法典法第5.3節第102款は、規則で指定されたテロ組織の活動を指揮し、構成員となり、支援する罪を定めており、テロ組織を指定する規則の制定に当たり、所管大臣が当該規則を連邦議会に提出した日から15開会日以内に、情報保安両院合同委員会が審査を行い、報告書を連邦議会に提出する⁽⁴⁹⁾。

2020-2021会計年度においては、ISIL 東アジア (Islamic State East-Asia) など11組織のテロ組織の指定及び再指定について審査を行った⁽⁵⁰⁾。

(43) Dominique Dalla-Pozza, "The Parliamentary Joint Committee on Intelligence and Security: A Point of Increasing Influence in Australian Counter-Terrorism Law Reform?" Ron Levy et al., *New Directions for Law in Australia*, Canberra: ANU press, 2017, p.405. <<https://press-files.anu.edu.au/downloads/press/n2641/pdf/book.pdf>>

(44) *ibid.*, pp.400-401.

(45) Richardson, *op.cit.*(2), p.316.

(46) Dalla-Pozza, *op.cit.*(4), pp.404-405; Keiran Hardy and George Williams, "Executive Oversight of Intelligence Agencies in Australia," Goldman and Rascoff, eds., *op.cit.*(3), p.317.

(47) *Journals of the Senate*, No. 80, 18 June 2003. <<https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id:%22chamber/journals/2003-06-18/0015%22>>

(48) このほかの3件は、報道の自由に対する法執行及び情報収集権限の行使の影響の審査(2019年7月法務大臣諮問)、オーストラリアの高等教育機関及び研究部門に影響を与える国家安全保障上のリスクの審査(2020年10月内務大臣諮問)、オーストラリアにおける過激派及び急進派の審査(2020年12月内務大臣諮問)。Parliamentary Joint Committee on Intelligence and Security, *op.cit.*(42), pp.19-21.

(49) 行政府が議会制定法の委任に基づいて制定する様々な規則や命令などの委任立法 (legislative instrument) は、両院に提出しなければならない。提出日から15開会日以内にいずれかの議院で、委任立法又はその条項を不承認とする動議(委任立法不承認動議)が提出され、それが可決されれば当該委任立法又は当該条項は無効になり(2003年立法法 (Legislation Act 2003) 第42条第1項)、議決が行われなければ無効とみなされる(同条第2項)。山田 前掲注(39), p.16 (注(67))。

(50) Parliamentary Joint Committee on Intelligence and Security, *op.cit.*(42), pp.4-5.

(2) 2007年市民権法に規定するテロ組織の宣言の審査

2007年市民権法第36B条は、14歳以上の者が、大臣がテロ組織と宣言した組織のために特定の行為を行った場合において、無国籍となるときの除き、オーストラリア市民権を失うと定めており、テロ組織の宣言に当たっては、所管大臣が当該宣言を連邦議会に提出した日から15開会日以内に、情報保安両院合同委員会が審査を行い、報告書を連邦議会に提出する（同法第36C条第4項）⁽⁵¹⁾。

(3) 1995年刑法典に規定する区域の宣言の審査

1995年刑法典法第5.5節第109款第119.2条は、指定されたテロ組織が敵対的活動をしていると外務大臣が宣言した区域に立ち入り、留まることに関する罪を定めており、所管大臣が当該区域の宣言を連邦議会に提出した日から15開会日以内に、情報保安両院合同委員会が審査を行い、報告書を連邦議会に提出する。宣言施行後はいつでも審査を行うことができる（1995年刑法典法第5.5節第109款第119.3条第6項、第7項）⁽⁵²⁾。

(4) テロリズム対策に関するAFPの活動の監視及び審査等

1995年刑法典法第5.3節は、テロリズムに関する罪を定め、テロ行為に関連してAFPが交付を請求する管理命令（control order）、予防拘禁命令（preventative detention order）、及び継続拘禁命令（continuing detention order）を規定する。また、1914年犯罪法（Crimes Act 1914）第1AA章3A節は、テロリズムに関する罪に関し、AFPが停止、搜索及び差押えを行う権限を規定する。情報保安両院合同委員会は、これらの規定に基づくAFPの職務を監視し、運用を審査する⁽⁵³⁾。

(5) ASIO及びAFPによるデータ保全活動の審査

1979年電気通信傍受法第5-1A節は、電気通信事業者に保全データ（メタデータ）の2年間の保全を義務付け、AFPによる法執行及びASIOによる情報収集活動に用いるための手続等を定めている（データ保全制度）⁽⁵⁴⁾。

情報保安両院合同委員会は、1979年電気通信傍受法に関し内務省が作成した年次報告書に記載されているテロリズムに関する罪に関連するAFPによるデータ保全活動について審査を行う。また、ASIOの年次報告書に記載されているASIOによるデータ保全活動について審査を行う。

3(1)で述べたとおり、AFP及びASIOによるデータ保全活動に関しては、例外的に特定の作戦についても審査対象となる。ただし、審査ができるのは、1979年電気通信傍受法第5-1A節に基づく運用及び効果に関する評価等をまとめる目的に限られ、電気通信事業者のデータ保全活動に関する審査は禁止されている（2001年情報機関法第29条第4項、第5項）⁽⁵⁵⁾。

⁽⁵¹⁾ *ibid.*, pp.6-7.

⁽⁵²⁾ *ibid.*, p.7.

⁽⁵³⁾ *ibid.*, p.7.

⁽⁵⁴⁾ データ保全制度の概要は、吉本紀 前掲注(20)を参照。

⁽⁵⁵⁾ *ibid.*, p.8.

(6) 国家安全保障及びテロリズム対策関連法の施行後の運用、効果及び適用に関する審査

各年度の審査のテーマや件数は、審査の実施を定める法律の規定により異なる。2020-2021会計年度は、情報保安両院合同委員会は、以下の5件のテーマについて、実施状況、実効性及び影響の審査を行った。

- ① AFPのテロリズム対策活動に関する1995年刑法典法及び1914年犯罪法の規定
- ② 1979年電気通信傍受法に規定するデータ保全制度
- ③ 2018年電気通信及び関連法改正（補助及びアクセス）法（Telecommunications and Other Legislation Amendment (Assistance and Access) Act 2018）による改正規定
- ④ 電気通信部門のセキュリティに係る改正後の1997年電気通信法第14章の規定
- ⑤ 2018年重要インフラの安全保障に関する法律（Security of Critical Infrastructure Act 2018）の規定

審査に当たっては、資料の提出を求め、公聴会を開催している。審査報告書には、勧告があることが多く、例えば、②では、制度の透明性の向上を図るためとして22件の勧告を行った。また、③から⑤までの審査は、同じ時期に付託された2020年保安立法改正（重要インフラ）法案（Security Legislation Amendment (Critical Infrastructure) Bill 2020）の審査と重複するところがあり、同委員会は、改正法案を審査しつつ、現行規定の実効性や運用状況について審査することになったため、審査が複雑になったと指摘した⁽⁵⁶⁾。

5 改革の動き

2017年6月、豪州情報機関に関する独立した調査の実施を目的として、マルコム・ターンブル（Malcolm Turnbull）首相（自由党、2015年9月～2018年8月）の諮問を受けて元外務貿易省次官のマイケル・レストレンジ（Michael L'Estrange）及び元DSD長官のステファン・マーチャント（Stephen Merchant）⁽⁵⁷⁾によりまとめられた「2017年情報機関に関する独立調査報告書」において、情報保安両院合同委員会について改革案が示された（表2）。

表2 「2017年情報機関に関する独立調査報告書」に示された改革案

- | |
|--|
| <p>① 情報保安両院合同委員会の審査の対象となる機関を全ての国家情報機関に拡大し、AFP、移民及び国境保全省及びACIC（国家安全保障上の情報収集活動に限る。）を含める。</p> <p>② 情報保安両院合同委員会が、情報保安総括監察官に対し、国家情報機関の特定の作戦活動の適法性及び適切性の調査を求め、情報保安両院合同委員会、首相及び当該国家情報機関の所管大臣に報告書を提出させることができるようにする。</p> <p>③ 国家安全保障及びテロリズム対策関連法の改正・廃止案を審査できるようにする。</p> <p>④ 全ての国家情報機関の運用や支出、国家安全保障及びテロリズム対策関連法の改正・廃止案を自ら審査できるようにする。</p> <p>⑤ 国家安全保障立法監視機関に対し、ブリーフィングを求め、情報保安両院合同委員会に付託されている事項に関する報告書の提出を求めることができるようにする。あわせて、国家安全保障立法監視機関が現行規定の調査結果を関連する国家情報機関の所管大臣に提出すると同時に情報保安両院合同委員会に提出させる。</p> <p>⑥ 情報保安総括監察官によるブリーフィングとは別に、ONI長官から日常的にブリーフィングを受ける。</p> |
|--|

（出典）Michael L'Estrange and Stephen Merchant, *2017 Independent Intelligence Review*, June 2017, pp. 21-22, 111-125.
<https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/2017-Independent-Intelligence-Review.pdf> を基に筆者作成。

⁽⁵⁶⁾ *ibid.*, pp.16-19, 24.

⁽⁵⁷⁾ Joe Kelly, "'Independent' spy agencies under a new super portfolio," *The Australian*, 19 July 2017.

⁽⁵⁸⁾ "Spying reform laws to be unveiled," *The Australian*, 4 December 2020.

表3 「国家情報機関の法的枠組みに関する調査報告書」(リチャードソン報告書)に示された改革案

- ①情報保安両院合同委員会は、AIによる諜報能力の向上について、情報機関から少なくとも年1回は説明を受けるべきである(第159勧告)。
- ②情報保安両院合同委員会が、情報保安総括監察官に対し、国家情報機関の特定の作戦活動の適法性及び適切性の調査を求め、情報保安両院合同委員会、首相及び当該国家情報機関の所管大臣に報告書を提出させることができるようにする。この要求は、情報保安総括監察官に調査を義務付けるものではない(第181勧告)。
- ③情報保安両院合同委員会による情報の開示の制限は、情報保安総括監察官による報告書及び情報保安両院合同委員会に対する口頭説明にも適用する(第182勧告)。
- ④情報保安両院合同委員会は、情報機関のオーストラリア国民の個人情報に関する規則の遵守については審査しないことを明確し、制定される規則自体については審査できることとすべきである(第183勧告)。
- ⑤ASIOが制定する1979年豪州治安情報機関法(Australian Security Intelligence Organisation Act 1979)第35条に規定する「所定の行政上の措置」(例えば適性評価の決定等)に関する規則は、連邦議会提出後15開会日以内に情報保安両院合同委員会に審査されなければならない(第194.b勧告)。

(出典) Dennis Richardson, *Comprehensive Review of the Legal Framework of the National Intelligence Community*, December 2019, Volume 1, pp. 80, 82-83. <<https://www.ag.gov.au/system/files/2020-12/volume-1-recommendations-and-executive-summary-foundations-and-principles-control-coordination-and-cooperation.PDF>>

さらに、2019年12月、国家情報機関の法的枠組みに関し包括的な調査を行うことを目的として、法務大臣の諮問を受けて元ASIO長官のデニス・リチャードソン(Dennis Richardson)⁽⁵⁸⁾によりまとめられた報告書(2020年12月公表)において、同委員会について改革案が示された(表3)。これに対し、政府は②を除き同意すると回答している⁽⁵⁹⁾。

政府は、これらの報告書の改革案の実施に向けた作業を進めており、一部は実現している。

情報保安両院合同委員会からは、国家安全保障及びテロリズム対策関連法案の審査及び一般的な事項に関する審査は、2001年情報機関法第29条第1項(b)に基づき行われているが、この規定の範囲を超える可能性のある事項について諮問するのであれば、法改正をすべきであるとの指摘がある。また、「2017年情報機関に関する独立調査報告書」の提案を受け、政府がASIO、ASIS、AGO、DIO、ASD及びONIの6機関に国家安全保障上の情報収集等の機能を有する機関を加えて国家情報機関として公式に位置付けるようになった⁽⁶⁰⁾ことに伴い、同委員会は、審査の対象となる機関をASIO、ASIS、AGO、DIO、ASD及びONIの6機関から国家情報機関の全てにまで拡大し⁽⁶¹⁾、関係規定を整備し、委員会の運営に関する規定(定足数、審査手続、情報の保管方法、適切に機密保持が可能な会議室、事務職員、適性評価など)を現代化することが必要であるとも指摘している。そのため、同委員会は、政府に対し、次の下院総選挙後の第47議会において2001年情報機関法第29条及び同法第1附則の審査を諮問するよう求めている⁽⁶²⁾。

⁽⁵⁹⁾ Australian Government Attorney-General's Department, *Commonwealth Government response to the Comprehensive Review of the Legal Framework of the National Intelligence Community*, 4 December 2020, pp. 41, 46, 49. <https://www.ag.gov.au/system/files/2020-12/Government-response-to-the-Comprehensive-Review-of-the-Legal-Framework-of-the-National-Intelligence-Community_0.DOCX>

⁽⁶⁰⁾ "The National Intelligence Community," ONI website <<https://www.oni.gov.au/national-intelligence-community>>

⁽⁶¹⁾ 国家安全保障上の情報収集等の機能を有する機関のうち、AUSTRACの当該活動の監視及び審査を情報保安両院合同委員会の所管事項に加える法案が提出され、審議中である。注23参照。

⁽⁶²⁾ Parliamentary Joint Committee on Intelligence and Security, *op.cit.*(42), pp.25-27.

Ⅲ ファイブ・アイズ諸国との比較

ここでは、議会又は議員により情報機関を監視する委員会について、その組織、所管事項及び権限を取り上げて他のファイブ・アイズ諸国の制度を概観しつつ、オーストラリアと比較する（各国の制度の概要は、末尾の別表を参照）。

1 組織

組織に関しては、政府との関係等の観点から、設置根拠（議院規則又は議決によるのか、法律によるのか）、委員の任命（議院によるのか、政府によるのか）及び報告書の提出義務（議院に対してか、政府に対してか）が論点となる。

(1) 設置根拠

米国⁽⁶³⁾では、各議院の規則又は議決に基づき常設の特別委員会（常任委員会と同様の権限を有する。）が設置されている。

他の4か国では、法律に基づき委員会が設置され、一院制のニュージーランドを除き、両院合同である。法律により、設置、所管事項、権限、委員の任命など基本的な事項を定めているが、その理由は、情報機関の監視は特別で他の分野とは異なるとして、通常の議会の委員会よりも特別な地位と比較的抑制的な権限を付与するためとされる。制度を改革するには、法改正を必要とするため、改革が遅れがちになるが、オーストラリアは例外であると指摘される⁽⁶⁴⁾。

オーストラリア、ニュージーランド、さらに2013年の改革後の英国の場合も議会の委員会であるが、カナダの場合は、議会の委員会ではないことが法律上明記されている⁽⁶⁵⁾。

(2) 委員の任命

米国では、下院は議長が、上院は議長代行等が委員を任命し⁽⁶⁶⁾、英国では首相の指名を経て⁽⁶⁷⁾、オーストラリアでは首相の推薦に基づき、各議院が委員を任命する。ニュージーランドでは、首相と野党院内総務が委員に役職指定され、役職指定された者以外の委員の過半数を首相が任命し、残りを首相の同意を得て野党院内総務が任命する⁽⁶⁸⁾。大臣も委員になることができ⁽⁶⁹⁾、首相が委員長を務めることから、政府からの独立性に疑問があるとされる⁽⁷⁰⁾。カナダでは、首相の助言に基づき総督（Governor in Council）⁽⁷¹⁾がカナダ議会議員から委員を任命

(63) 以下、米国及び英国の制度については、古賀豪ほか『欧米主要国の議会による情報機関の監視』（調査資料 2014-1-b 基本情報シリーズ 17）国立国会図書館調査及び立法考査局，2014，pp.5-28。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8753659_po_201401b.pdf?contentNo=1>を参照。

(64) Defty, *op.cit.*(2), p.373.

(65) カナダ議会議員国家安全保障情報委員会法（National Security and Intelligence Committee of Parliamentarians Act）第4条第3項。カナダは、1981年に情報機関を監視する両院合同委員会設置が提案されたが政府に受け入れられず、1984年、枢密顧問官（privy councillor）を委員とする保安情報調査委員会（Security Intelligence Review Committee）が設置された。2017年のカナダ議会議員を委員とするカナダ議会議員国家安全保障情報委員会の設置を受け、保安情報調査委員会は廃止された。“Origins of SIRC.” Security Intelligence Review Committee website <<http://www.sirc-csars.gc.ca/abtprp/ogsogc-eng.html>>; “About SIRC.” *idem.* <<http://www.sirc-csars.gc.ca/abtprp/index-eng.html>>

(66) 第94議会上院決議第400号第2条、下院規則第1条第11項

(67) 2013年司法及び保安法（Justice and Security Act 2013）第1条

(68) 2017年情報保安法（Intelligence and Security Act 2017）第194条

(69) 2021年12月6日現在、与党委員は全て閣僚から任命されている。

(70) Defty, *op.cit.*(2), p.375.

する⁽⁷²⁾。

(3) 報告書の提出義務

年次報告書は、カナダでは首相に提出するが、その他の国では議会に提出する⁽⁷³⁾。

2 所管事項及び権限

(1) 所管事項

所管事項に関しては、情報機関の運用、政策及び支出に関する事項だけでなく、作戦活動も審査対象に含まれるかが論点となる。

米国及び英国では審査対象に含まれるが、オーストラリア及びニュージーランドでは除外されることが規定上明記されている⁽⁷⁴⁾。両国では、委員会設置と併せて独立性の高い情報保安総括監察官が設置され、主体的に又は個人の不服申立てにより作戦活動を含めて審査を行えるようにし、委員会の機能を補っているとの指摘がある⁽⁷⁵⁾。ニュージーランドでは、委員会から情報保安総括監察官に対し情報機関の特定の活動の妥当性の審査を求めることもできる⁽⁷⁶⁾。カナダでは、現在進行中の作戦は審査対象から除外されるが、終了後は審査対象に含まれると解釈する余地がある⁽⁷⁷⁾。このほか、米国、オーストラリア及びニュージーランドでは、情報機関に関連する法案の審査が行われるが、英国及びカナダでは行われない⁽⁷⁸⁾。

(2) 権限

権限に関しては、主体的に審査が実施できるか、機密情報が提供されるかが論点となる。

主体的な審査に関しては、オーストラリアでは、情報機関の運営及び支出の審査に関連する事項などに限られるが、米国、英国及びカナダでは限定されない。ニュージーランドでは、法律上は規定がなく、議会期ごとの臨時的な議院規則（Sessional Orders）により主体的な審査を行うことが認められている⁽⁷⁹⁾。機密情報の提供に関しては、米国では原則として完全かつ最新の情報の提供を受けられるようにするとされている⁽⁸⁰⁾。他の4か国では大臣等が機密情報の提供の可否を判断することとされ、原則として作戦上の機微情報の提供は認められない⁽⁸¹⁾。ただし、ニュージーランドでは、作戦上の機微情報であっても首相が公益に資すると判断したときは提供が認められる⁽⁸²⁾。

(71) 総督の原語は、一般的には「Governor in General」が用いられるが、法律文書などでは「Governor in Council」が用いられる。総督は、枢密院の枢密顧問官の助言に基づき国王に帰属する権限を行使し、責任を負う。総督の役割と権限等については、山田邦夫『各国憲法集(4)カナダ憲法』（調査資料 2011-1-d 基本情報シリーズ 10）国立国会図書館調査及び立法考査局，2012，p.9. <<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F3487777&contentNo=1>> を参照。

(72) カナダ議会議員国家安全保障情報委員会法第5条第1項⁽⁷³⁾ 2013年司法及び保安法第3条、2017年情報保安法第223条、カナダ議会議員国家安全保障情報委員会法第21条第1項

(74) 2013年司法及び保安法第2条、2017年情報保安法第193条第2項

(75) Bolto, *op.cit.*(19), p.148.

(76) 2017年情報保安法第193条第1項 (e)

(77) Defty, *op.cit.*(2), p.376.

(78) 2017年情報保安法第193条第1項 (d)

(79) 情報保安委員会規則 (Intelligence and Security Committee Rules) 第9条第1項 (b)。 *Sessional orders (53rd Parliament) as at 19 October 2021*. New Zealand Parliament website <<https://www.parliament.nz/media/8612/sessional-orders-53rd-parl-20211019.pdf>>

(80) 50 U.S.C. §§3092-3093.

(81) 2017年情報保安法第203条第2項、カナダ議会議員国家安全保障情報委員会法第14条、第16条

(82) 2017年情報保安法第203条第3項

おわりに

オーストラリアでは、1970～1980年代のスキャンダルをきっかけに、連邦議会に情報機関の監視のための両院合同委員会が設置された。所管事項や権限が制限されているとの評価もあるが、同時期に行政に設置された情報保安総括監察官から緊密に情報提供や提案を受けることでこれを補っている。また、情報保安両院合同委員会は、超党派の立場で法案等の審査を行い、主要政党の合意形成の場となっていると評価されている⁽⁸³⁾。オーストラリアでは、近年のテロリズム等の国境を超えた脅威やグローバルIT企業の出現等の国際環境の変化への対応に伴う情報機関の権限拡大に応じて、テロリズム対策への監視を強化し、関連する立法の審査及び事後評価を行い、2010年に行政に設置された監視機関である国家安全保障立法監視機関に調査を諮問できるようにするなどの改革を進めており、我が国における情報機関並びに国家安全保障及びテロリズム対策関連法の立法の監視の議論においても興味深い事例となると考えられる。

(やすだ たかこ)

⁽⁸³⁾ Laura Grenfell and Sarah Moulds, “The role of committees in rights protection in federal and state parliaments in Australia,” *University of New South Wales Law Journal*, Vol.41 No.1, 2018, pp.71-72.

別表 ファイブ・アイズ諸国の議会による情報機関の監視に関する制度

類型	米国	英国	オーストラリア	ニュージーランド (一院制)	カナダ
組織の名称 〔根拠規定〕	常設の特別委員会・各院 上院情報特別委員会 (Senate Select Committee on Intelligence) 〔第94議会上院決議第400号〕 下院常設情報特別委員会 (House Permanent Select Committee on Intelligence) 〔下院規則〕	特別の組織・両院合同 議会情報保安委員会 (Intelligence and Security Committee of Parliament) 〔2013年司法及び保安法〕	法律による両院合同委員会 情報保安両院合同委員会 (Parliamentary Joint Committee on Intelligence and Security) 〔2001年情報機関法〕	特別の組織 情報保安委員会 (Intelligence and Security Committee) 〔2017年情報保安法〕	特別の組織 (注1)・両院合同 カナダ議会議員国家安全安全保障情報委員会 (National Security and Intelligence Committee of Parliamentarians) 〔カナダ議会議員国家安全保障情報委員会法〕
設置年 (注2)	1976年	1994年	1988年	1996年	2017年
人数・構成 ・選任方法	上院：16人(民主党8人、共和党8人) ^(注3) 。歳出、軍事、外交及び司法の4委員会の委員各2人(多数党1人、少数党1人)を含む。 このほか、多数党及び少数党の院内総務、軍事委員会委員長及び少数党筆頭委員(役職指定、表決権なし)。 下院：23人(民主党13人、共和党10人) ^(注4) 。歳出、軍事、外交及び司法の4委員会の委員各1人を含む。 このほか、議長及び少数党院内総務(役職指定、表決権なし)。 委員長は、各院とも多数党委員から選出。	9人：下院議員8人(保守党4人、労働党3人、スコットランド民族党1人)、上院議員1人。 委員は首相の指名を経て各院が任命。 委員長は委員の中から互選。	11人：下院議員6人(自由党3人、労働党3人)、上院議員5人(自由党3人、労働党2人)。 下院議員の委員は首相の推薦を経て下院が任命。 上院議員の委員は上院院内総務の推薦を経て上院が任命。 委員長は与党委員から互選。	7人：首相、野党院内総務(役職指定)、議員5人(労働党2人、国民党2人、緑の党1人)。 役職指定以外の委員のうち3人は、与党と協議の上、首相が任命。2人は他の野党と協議の上、首相の同意を得て、野党院内総務が任命。 委員長は、首相が務める。	11人：下院議員8人(自由党4人、保守党2人、プロック・ケベコワ1人、新民主党1人)、上院議員3人(無所属上院議員グループ、カナダ上院議員グループ) ^(注5) 。 委員は首相の助言に基づき総督が任命。上院議員の委員の任命に当たり、首相は与野党院内総務、コーカス又は党派の長と協議。下院議員の委員に与党以外の所属議員12人以上の政党の議員を任命するときは、所属政党の長と協議。 委員長は、首相の助言に基づき総督が任命。
所管事項	①中央情報局(CIA)等17の情報機関の情報活動の監視、 ②情報機関の予算及び関連法案の審査、 ③情報機関の人事案件の審査(上院)	国家保安局(MI5)、秘密情報部(MI6)、政府通信本部(GCHQ)等の情報保安機関の支出、運営、政策及び作戦の精査又は監視	①国家情報局(ONI)等6の情報機関の運営及び財政支出の報告書を含む及び財政支出の審査、 ②情報機関に關し、所管大臣等からの付託事項の審査、 ③連邦警察(AFP)のテロリズム対策活動の監視及び審査等	①情報機関(保安情報局(NZSIS)、政府通信保安局(GCSB))の政策、運営及び支出等の審査、 ②議会から付託された法案、請願その他情報機関に關連する事項の審査、 ③情報保安総括監察官に対し、情報機関の法令遵守等に関する調査要求等	①国家安全保障及びインテリジェンスの立法上、規則上、政策上、行政上又は財政上の枠組み、 ②各省が行った国家安全保障及びインテリジェンスに関する活動(遂行中のもの等に除く)、 ③大臣が付託した事項の審査

情報収集の権限	委員会は、完全かつ最新の情報を提供し、重大な利益に欠けることがない限り、提供を受けることができる。大統領が非常事態に判断した場合には、情報提供を両院の指導部等に制限することができる。	国家保安局、秘密情報部又は政府通信本部の長官は、委員会の情報提供を求めた場合には、①求めに応じた情報提供を決定し、②開示を求めない旨の通知をしなければならない。	情報機関等の長及びその他の個人に対し、委員会の証言又は書面からの提出を受けることができ、情報機関等の長は、情報機関の証言又は書面からの提出を受けることができる。ただし、情報機関の長は、情報機関の証言又は書面からの提出を受けることができる。ただし、情報機関の長は、情報機関の証言又は書面からの提出を受けることができる。ただし、情報機関の長は、情報機関の証言又は書面からの提出を受けることができる。	委員会における証言又は書面からの提出を受けることができる。当該情報が機密情報に該当する場合は、情報機関の長は、理由を通知して首相が提出を認める場合を除く。	委員会の任務遂行の範囲内で各省が管理することのできる。ただし、人的情報源、訴訟可能性が高い捜査中の事案等を除く。
議会への報告義務	情報機関による情報活動等の類型及び範囲について定期的に各院に報告する。	年次報告書を議会に提出しない場合は、必要に応じて特別報告書を議会に提出する。	毎年7月1日以降できるだけ早く年次報告書を議会に提出しなければならない。必要に応じて意見又は勧告を議会に提出する。	年次報告書を議会に提出しない場合は、必要に応じて特別報告書を議会に提出する。首相は、報告書の写しを各院に提出しなければならない。	年次報告書を首相に提出しない場合は、必要に応じて特別報告書を提出する。首相は、報告書の写しを各院に提出しなければならない。
秘密情報の取扱い	委員会の規則で詳細に定められており、委員会の会議及び聴聞会等は、原則として非公開。	秘密情報の取扱い等については、首相と委員会が合意して定める了解書（オズマザリー規則）に基づいて行う。	作戦上の機密情報又は国家安全保障若しくは外交関係の開示をおそれる情報がある場合、また、情報機関の所管大臣の同意を得ずして会議を公開してはならない。	特別作戦情報及び国家安全保障を損なうおそれがある情報であることと理由として委員会への提供を拒否することができる。委員会の会議は、通常、非公開。	特別作戦情報及び国家安全保障を損なうおそれがある情報であることと理由として委員会への提供を拒否することができる。委員会の会議は、通常、非公開。
委員が本会議・委員会以外で秘密を漏えいした場合の扱い	連邦法違反となる場合には、自由刑若しくは罰金又はそれらの併科に処せられる。	1989年公務秘密保護法違反となる場合には、自由刑若しくは罰金又はそれらの併科に処せられる。	2001年情報機関法により自由刑若しくは罰金又はそれらの併科に処せられる。	1961年犯罪法違反となる場合には、自由刑に処せられる。	情報セキュリティ法違反となる場合には、自由刑若しくは罰金又はそれらの併科に処せられる。
事務職員	上院 41人 下院 48人 <small>(注8)</small> 適性評価を受ける。	8～10人 適性評価を受ける。	委員会事務局長、調査スタッフ2人、運営スタッフ 適性評価を受ける。	委員会の同意を得て首相内閣省長官が任命した職員 適性評価を受ける。	常勤職員10人程度 適性評価を受ける。

(注1) 法律に基づき設置され、議員で構成されるが、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドと異なり、議会の組織ではない。
 (注2) 名称の変更や根拠法令の改正等があった場合には、最初の組織の設置年とする。
 (注3) 第94議会上院決議第400号では15人を超えない数(多数党8人、少数党7人)と定めているが、第117議会は、民主党と共和党が同数であるため、16人である。
 (注4) 2021年3月12日の下院本会議において、常設情報特別委員会の委員構成を20人以下と定める下院規則の規定にかかわらず、23人以下とすることが全会一致で議決された。
 (注5) 167 Cong. Rec., H1362, March 12, 2021.
 (注6) 第43議会期(2019年12月5日～2021年8月15日)の委員である。現在の第44議会期(2021年11月22日～)の委員は、2022年1月5日現在、任命されていない。
 (注7) 議院が認めた院内団体をいう。
 (注8) 委員が、議会の本会議及び委員会において秘密の内容について発言した場合には、免責特権により院外では責任は問われない。
 (出典) 上院は2019年10月～2020年3月、下院は2021年4月～6月の在職人数。各組織のウェブサイトを等に基づき筆者作成。